

令和6年2月15日

保護者の皆様へ

令和6年度 川崎市『年度限定型』保育事業の御案内

1 事業の概要

川崎市では、令和6年度についても一部の区の保育所等において、令和6年度の1年に限定した、「川崎市『年度限定型』保育事業」を実施する予定です（※）。

この事業は新設園等の4・5歳児の入所が少ないなど、空きスペースが生じる場合に、そのスペースを活用して、利用調整結果通知書で保留の通知を受け、本事業の利用申請時点で、認可・認可外を問わずにいずれの保育施設にも利用の目途が立っていない主に1・2歳児クラスを期間限定(1年間)でお預かりする事業です。

【実施予定施設（令和6年2月15日時点）】

園名	住所
きらきらスマイル保育園	多摩区登戸2437-1 トウシンビル1階
登戸ルミナス保育園	多摩区登戸新町435-1
ゆりの花保育園	多摩区登戸2949-1 井出向ヶ丘ハイツ 2・3階

※実施施設は変更になる場合がございます。

詳細につきましては、市のHPにて公表いたします。

川崎市 年度限定型保育事業

検索

●受付期間：令和6年2月22日（木）～2月28日（水） ※先着順ではありません。
●申請方法：利用したい事業施設に直接または施設が指定する方法

2 対象

次の(1)～(2)のすべての要件にあてはまることが必要です。

- (1) 令和6年4月以降の保育所等の利用を申請し、利用調整結果通知書で保留の通知を受け、本事業の利用申請時点で、認可・認可外を問わずにいずれの保育施設にも利用の目途が立っていないこと
- (2) 令和6年4月1日時点で市内在住者であること

3 利用期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日まで（継続はありません）

- ・本事業は利用期間内ののみ利用が可能であることを予め御了承ください。
- ・年度途中で「保育の必要事由」が消滅した場合等は利用できなくなります。

※年度限定型保育事業を利用中に保育所等に内定した場合は、内定した保育所等に入所していただくこととなり、辞退した場合であっても事業の継続利用はできません。

4 利用料について

利用料は、実施施設が指定する方法で直接施設にお支払いいただくこととなります。

(1) 基本保育料

世帯ごとの令和5年度市民税額の年額により、川崎市保育料金額表に定められた階層により下表のとおりとなります。年度途中の変更はありません。

階層区分	基本保育料(月額)
A～C12	20,000円
C13～C18	40,000円
C19～C23	60,000円
C24～C25	80,000円

※市民税が未申告の方は最高所得の世帯と判定します。

※A・B階層の方は幼児教育・保育の無償化の対象となりますので保育料の徴収はありません。

※保育料階層は「令和6年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」43ページ参照

※保育料の多子減免について、保護者と生計が同一の子が2人以上いる場合、きょうだいの年齢、利用施設等に関わらず、第2子を半額、第3子以降を無料とする予定です。

(令和5年度は、きょうだいが同時に認可保育所等を利用している場合に、第2子を半額、第3子以降を無料としています。令和6年度からの多子減免の拡充については、令和6年第1回川崎市議会定例会の議決をもって決定します。)

(2) 延長保育料・補食代

認可保育所の在園児と同様に、延長保育の利用が可能です。延長保育時間、延長保育料、補食（給食）代は「令和6年度保育所等・幼稚園・認定こども園利用案内」の23・24ページを参照してください。

徴収は施設が直接行いますが、保育料金額表の階層区分がAまたはBの場合、延長保育料は免除となります。

(3) その他の実費徴収

認可保育所と同様に日用品費や行事費等のうち、保護者が実費を負担することが適当と認められるものは施設が直接、実費徴収します。

問合せ先：

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育対策課

電話 044-200-3473